

こどもみらいサポート拠点整備事業（多機能型）運営業務委託
プロポーザル募集要項

1 募集目的

文京区では、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 20 項に規定する児童育成支援拠点事業の実施場所となるこどもみらいサポート拠点（多機能型）（以下「拠点」という。）を開設し、業務委託により運営するため、事業者の募集・選定を行います。委託候補事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により、児童にとって安心・安全な居場所を提供するための支援内容や職員体制等について重点的に審査します。

2 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条第 1 項の入札参加除外措置を受けていないこと。

3 契約期間（予定）

令和 9 年 1 月 4 日（月）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 拠点の概要

運営を委託する拠点の概要は、次のとおりです。

名称	こどもみらいサポート拠点（多機能型）
構造	R C 造地上 3 階建のうち 1 階・2 階
間取/面積	4 L D K / 102 m ²
開設年月日	令和 9 年 1 月（予定）
対象者	要保護・要支援家庭の小学校 4 年生から高校 3 年生世代まで
定員	10 人
開所日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）は除く。
開所時間	長期休業期間以外：14 時から 21 時まで

	長期休業期間：10時から19時まで
その他	実施場所は非公開とするため、項番11の施設見学会に参加する事業者に対し、個別にご案内します。

※ 委託候補事業者と区が業務委託契約を締結後、現状のまま令和8年10月（予定）に当該事業者（以下「受託者」という。）に上記賃借物件を供用します。供用後、受託者は、当該物件を本事業に供するために必要となる関係法令（建築基準法、消防法等）に係る届出を行い、その後にあつては維持及び管理等を行うものとします。

なお、修繕については、物件の賃貸借契約の定めによることとします。

5 委託内容

別紙「仕様書（案）」に則り、拠点を運営することとします。

なお、令和8年10月1日（木）から令和8年12月28日（月）まで（予定）の期間は、円滑な運営に向けた開室準備を行い、令和9年1月から運営を開始します。

※ 別紙「仕様書（案）」については、本件の結果を踏まえ、委託候補事業者と協議の上、決定します。

6 提案限度額

7,700千円（非課税）

上記金額は、3か月当たりの拠点の運営業務に係る経費を対象とし、項番20の初度調弁及び開室準備に係る費用は含みません。

なお、提案限度額を超えた見積金額の提案は無効とします。

また、提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、契約金額を約するものではありません。

7 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 募集要項の公表 | 令和8年4月24日（金） |
| (2) 参加希望書提出及び施設見学会申込締切 | 令和8年5月12日（火）17時まで |
| (3) 施設見学会 | 令和8年5月14日（木）、
令和8年5月15日（金）及び
令和8年5月18日（月）から
令和8年5月20日（水）まで |
| (4) 質問受付期間 | 令和8年4月24日（金）から
令和8年5月21日（木）17時まで |
| (5) 質問回答①（中間回答日） | 令和8年5月11日（月）17時予定 |
| (6) 質問回答②（最終回答日） | 令和8年5月25日（月）17時予定 |
| (7) 提出書類受付期間 | 令和8年5月26日（火）から |

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| | 令和8年6月12日(金) 17時まで |
| (8) 第一次審査(書類審査) | 令和8年7月10日(金) |
| (9) 第一次審査結果通知発送(全参加事業者) | 令和8年7月中旬 |
| (10) 第二次審査(プレゼンテーション及び質疑応答) | 令和8年8月7日(金) |
| (11) 最終結果通知発送(第二次審査全参加事業者) | 令和8年9月中旬 |
| (12) 令和8年度委託契約締結 | 令和9年1月4日(月) |

8 区と受託者の責任分担

区の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は区、受託者の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は受託者、区と受託者双方の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は協議することを基本とします。

区と受託者双方の責めに帰すことのできない事由による責任又は費用負担は、次表のとおり分担するものとします。次表にない事象又は内容が生じた場合は、責任又は費用負担について、区と受託者の協議の上、決定します。

種類	内容	負担者	
		区	受託者
物価変動	物価変動による費用の増加		○
金利変動	金利変動による費用の増加		○
法令の変更(税法の変更を除く)	従業員の最低賃金の引上げ等		○
税法の変更	消費税率の変更による費用の増加	○	
	上記以外による費用の増加 (例:法人税率、事業所税率の変更)		○
施設の原状回復	業務委託期間の終了又は委託の取消しによる施設の原状回復に係る費用		○

9 提出書類の配布

- (1) 配布期間

令和8年4月24日(金)から

- (2) 配布方法

区の公式ホームページからダウンロードしてください。

※窓口での配付は行いません。

区ホームページ「お役立ちリンク」→「事業者向け」→「事業者向けプロポータル」

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b003/p007435.html>

10 参加希望書提出及び施設見学会申込

本プロポーザル選定への参加を希望する事業者は、次のとおり「プロポーザル参加希望書」を提出してください。

なお、参加希望書の提出を本プロポーザル選定の参加要件とします。

参加希望書の提出	「プロポーザル参加希望書」(別記様式第1号)に必要事項を記入の上、電子メールにより、 <u>令和8年5月12日(火)17時(必着)まで</u> に送信してください。 なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。 【電子メールアドレス】b310500●city.bunkyo.lg.jp ※ ●を@に変換し、ご使用ください。 【件名】こどもみらいサポート拠点整備事業(多機能型)運営業務委託プロポーザル参加希望書提出(事業者名)
----------	--

11 施設見学会

施設見学会を次のとおり行い、参加は必須とします。

なお、開催場所は参加事業者に対し、個別に案内します。

開催日	令和8年5月14日(木)、令和8年5月15日(金)及び令和8年5月18日(月)から令和8年5月20日(水)まで
開催時間	9時30分から10時まで
参加人数	会場の都合により、1事業者当たり3名まで

12 質問の受付

本プロポーザル選定の内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

なお、委託候補事業者の選定が終わるまでの間は、本受付以外の方法での質問は受け付けません。また、受付期間を過ぎた後は、一切質問を受け付けません。

受付期間	令和8年4月24日(金)から令和8年5月21日(木)17時まで
提出方法	質問書(別記様式第2号)に記入の上、電子メールにより送信してください。 なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。 【電子メールアドレス】b310500●city.bunkyo.lg.jp ※ ●を@に変換し、ご使用ください。

	【件名】 こどもみらいサポート拠点整備事業（多機能型）運営業務委託プロポーザル質問（事業者名）
回答方法	<p>(1) 令和8年4月30日（木）17時までに受付した質問原則として令和8年5月11日（月）17時（予定）までに区ホームページに回答を掲載します。</p> <p>(2) 上記以降の受付期間内に受付した質問「プロポーザル参加希望書」（別記様式第1号）を提出した全事業者に、令和8年5月25日（月）17時（予定）までに同じ内容を電子メールにより回答します。</p> <p>なお、上記(1)の受付期間までに提出された質問のうち未回答の質問についても併せて回答します。</p>

13 参加方法

別紙「企画提案書等作成要領」及び「仕様書（案）」を参照の上、次の書類を作成し、受付期間内に提出してください。

なお、各様式は、区の公式ホームページから入手してください。

(1) 提出書類

	内容	様式番号	備考
ア	提出書類一覧表	別記様式第3号	
イ	参加申込書	別記様式第4号	
ウ	企画提案書	別記様式第5号	10 ページ以内で作成
エ	人員配置計画書	別記様式第6号	
オ	勤務予定表	別記様式第7号	
カ	業務実績	別記様式第8号	事業のパンフレット等を含む。
キ	見積書	別記様式第9号	3か月当たりの運営経費を記載する。
ク	見積書内訳	別記様式第10号	
ケ	参考見積書	別記様式第11号	1年度当たりの運営経費を記載。次年度以降の契約の参考とするものであり、価格評価点の対象にならない。
コ	参考見積書内訳	別記様式第12号	
サ	直近3事業年度の決算報告書	任意様式	直前決算の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等

シ	法人概要・事業経歴	任意様式	
ス	法人代表者の履歴書	任意様式	
セ	辞退届	別記様式第13号	辞退する場合のみ提出

(2) 提出体裁等

以下のとおり、提出書類を調製してください。

ア 提出部数 11部（正本1部、副本2部、選定用ファイル8部）

イ 調製方法

(ア) 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル及び事業者名を記入してください。正本に添付する書類は原本としてください。

(イ) 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル及び事業者名を記入してください。副本に添付する書類は正本の写しとしてください。

(ウ) 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみを記入してください。

なお、ファイルに添付する書類は、上記(1)ウからカまでの正本の写しとし、事業者名を記載しないでください。また、パンフレット等に事業者名の記載がある場合は、該当部分を黒で塗抹してください。

(エ) 用紙サイズはパンフレット等を除き、原則A4判とします。やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものでも可とします。

(オ) 可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付してください。

(カ) 提出書類一式を上記(1)の順にフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにしてください。

(キ) その他、別紙「企画提案書等作成要領」をご確認ください。

(3) 提出書類の受付及び提出方法

提出書類の受付については、次のとおり行います。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなします。

受付期間	令和8年5月26日（火）から令和8年6月12日（金）まで
受付時間	9時から17時までとする。ただし、12時から13時までの間を除く。
提出方法	持参
提出先	文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター5階 文京区こども未来部こども若者政策課こども若者企画係

留意事項	<p>ア 令和8年6月12日（金）17時を過ぎてなされた申込み又は持参による提出以外の申込みは、理由の如何を問わず、無効とします。</p> <p>イ 提出書類に不足があった場合は、申込みを無効とする場合があります。</p> <p>ウ 受付後は、原則として、提出書類の差替え、追加等の変更はできません。</p> <p>エ <u>書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形3号、宛先を記入、110円切手を貼付したもの）を併せて提出してください。</u></p> <p>オ 申込み及び提出に要する費用は、全額、申込者の負担とします。</p> <p>カ 提出された書類等は、一切返却しません。</p> <p>キ 提出された書類等を無断で事業者の選定以外の目的のために使用することはありません。</p> <p>ク 一つの法人が複数の申込みをすることはできません。</p> <p>ケ 書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（別記様式第11号）を電子メールにより、令和8年6月17日（水）17時までに提出してください。</p> <p>なお、メールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。</p> <p>【電子メールアドレス】 b310500●city.bunkyo.lg.jp ※ ●を@に変換し、ご使用ください。</p> <p>【件名】 こどもみらいサポート拠点整備事業（多機能型） 運營業務委託プロポーザル辞退届提出（事業者名）</p>
------	---

14 選定方法

選定はプロポーザル方式により行い、選定委員会によって次のとおり審査します。

(1) 第一次審査

事業者から提出された企画提案書等を基に書類審査を行い、委託候補事業者を上位3者程度選定します。

(2) 第二次審査

第一次審査で選定された事業者が企画提案書等に基づき1者当たり20分以内でプレゼンテーションを行います。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行います。

なお、プレゼンテーションは、本事業の中心的役割を担う者が行うこと

とします。

また、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形3号、宛先を記入、110円分の切手を貼付したもの）を提出してください。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定します。

なお、区が設定した基準点を下回った事業者は、順位に関わらず選定しません。

15 結果通知及び公表

(1) 第一次審査の結果は、審査を行った全ての事業者の結果のみを郵送で書面により通知します。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知します。

(2) 最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者の結果のみを郵送で書面により通知します。

(3) 審査の透明性を図るために、次の項目を区ホームページで公表します。

なお、審査結果に係る問合せには応じません。

ア 件名

イ 業務概要

ウ 選定した日

エ 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地

オ 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額

カ 選定結果（第2位以下の参加者名は、番号等に置き換えます。）

16 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開します。

なお、公開の可否は区が判断します。

17 提供する資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

18 無効・失格

- (1) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とします。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とします。
- (3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とします。
- (4) 他の事業者等の申込等を妨害した場合は、失格とします。
- (5) (1)、(3)及び(4)に該当する場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがあります。

19 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定します。契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第1位の委託候補事業者が契約締結までの間に項番2の参加資格を有しなくなり、失格となった場合は契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行うこととします。

20 開室準備

事業者の選定後、開室準備を行います。本経費については、項番6の提案限度額には含みません。

(1) 期間（予定）

令和8年10月1日（木）から令和8年12月28日（月）まで

(2) 主な業務内容（予定）

ア 開室準備

次に掲げる事項について、区と別途契約を締結します。

- (ア) 事前研修の実施（研修内容は別途協議）
- (イ) 運営マニュアル（拠点運営・事故対応・危機管理等）の作成
- (ウ) 別紙「仕様書（案）」項番19の届出に係る書類の作成
- (エ) 資材・消耗品の購入
- (オ) 専用メールアドレスの取得
- (カ) 掲示物・表示類等の作成
- (キ) 利用者の安全に関する管理（安全・衛生点検）
- (ク) その他拠点の運営に係る必要な業務の準備

イ その他

初度調弁については、区が実施します。ただし、その際に区は事業者から意見を聴取することがあります。

21 損害賠償及び賠償責任保険の加入

受託者は、次に掲げる補償内容以上の賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金支払いによって損害賠償責任に対応するものとします。

なお、当該保険への加入に当たっては、受託者を記名被保険者、区を追加被保険者、利用者等を保険金請求権者として、受託者が費用負担の上、加入手続を行うものとします。

身体損害事故	1名につき1億円
	1事故につき5億円
財物損壊事故	1事故につき2,000万円

22 提案内容の取扱い

区は、受託者が申込時に提案した内容を最大限尊重しますが、協議の中で、提案内容の変更や追加及び中止等を指示する場合があります。提案内容の変更や追加及び中止等の影響が委託料に及ぶ場合は、受託者と協議の上、委託料を変更することがあります。

23 第三者への業務の委託

受託者は、業務の全てを第三者に委託することはできませんが、事前に書面により協議し、区の承認を得た上で、清掃業務など業務の一部を第三者に委託することができます。委託については、その業務の範囲と委託先を事前に区に協議してください。

なお、委託に当たっては、出来る限り区内企業の活用に努めてください。

24 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定に基づき、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となります。受託者及び受託者から本事業の委託を受けた者は、当該業務において、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理について、必要な措置を講じてください。

25 著作物の取扱い

受託者が委託料により作成した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）は、区に帰属するものとします。

26 その他

本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定します。

27 事業担当

【プロポーザル選定担当】

文京区子ども未来部子ども若者政策課子ども若者企画係 北澤
〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター5階南側
TEL 03(5803)1901
FAX 03(5803)1345
E-mail b310500●city.bunkyo.lg.jp

※ ●を@に変換し、ご使用ください。

【事業執行担当】

文京区子ども未来部子ども家庭支援センター 児童相談係
TEL 03(5803)1109
FAX 03(5803)1345

※本プロポーザルについてのお問合せは子ども若者政策課までお願いいたします。